

別表第1

補助対象事業	補助対象事業者	実施条件等	対象経費 (※6)	補助率・上限額等
<p>【只見線関連商品開発等事業】 只見線に因んだ新商品の開発※1、 既存商品の改良※2</p>	<p>民間団体(観光協会、商 工会議所、商工会、特定 非営利活動法人など公の 機関でない特定の目的の ために組織された2人以上 の集まりをいう。※4)及び民 間事業者(県内に主たる事 業所を有する者に限る※5) 並びにその他知事が適当 と認める者</p>	<p>① 只見線や只見線沿線の地域資源を活用するなど、只見線のイメージの向上や情報発信につながり、土産品等として来訪者等に広く親しまれる商品の開発等であること。 ② 事業実施年度末までに商品化(又は試作品を完成)できるものであること。 ③ 開発等を行う商品を只見線沿線地域で複数年にわたり継続的に販売する計画があること。 ④ 製造又は販売に必要な許認可等を得て行うものであること。</p>	<p>報償費、 旅費、 需用費、 役務費、 委託料、 使用料 及び 賃借料</p>	<p>補助率4/5以内 上限額200千円</p>
<p>【只見線沿線地域魅力向上支援事業】 只見線沿線の地域資源(自然環境、文化 等)の磨き上げによる観光コンテンツの充 実・強化、只見線利用者の利便性向上の 取組やおもてなし※3</p>	<p>民間団体(観光協会、商 工会議所、商工会、特定 非営利活動法人など公の 機関でない特定の目的の ために組織された2人以上 の集まりをいう。※4)及び民 間事業者(県内に主たる事 業所を有する者に限る※5) 並びにその他知事が適当 と認める者</p>	<p>① 沿線地域の高付加価値化、誘客の多角化が期待でき、只見線の魅力向上や利活用の促進につながる取組であること。 ② 補助事業の主たる内容が施設整備等のハード整備でないこと。 ③ 関係機関との連携など事業の実施体制が整っていること。 ④ 事業実施年度末までに実施(実証事業を含む。)できるものであること。 ⑤ 複数年にわたり継続的に実施する計画があり、単年度のイベント事業でないこと。 ⑥ 事業実施に必要な許認可等を得て行うものであること。</p>	<p>報償費、 旅費、 需用費、 役務費、 委託料、 使用料 及び 賃借料</p>	<p>支援期間は1年 限りとする。</p>

※1 新たな又は既存の技術等を活かし、従来にない商品を開発することをいう。

※2 原材料、製造方法、パッケージ等を改良し、改良前のものと差別化を図ることをいう。

※3 来訪者に対して沿線地域ならではの受入対応を行うことをいう。

※4 政治活動や宗教活動、暴力的不法行為等を行うことを主たる目的として設立されたものを除く。

※5 個人事業主の場合、所得税法第143条の青色申告の承認を受けた者に限る。

※6 補助対象経費の詳細は別表第2のとおりとする。